

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月25日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

桜木ポンプ場送水施設緊急修繕工事

2 履行(納品)場所

西区戸部本町51番1号

3 契約日

令和8年2月12日

4 履行日又は履行期間

令和8年2月12日から令和8年12月28日まで

5 契約予定概算額

¥ 320,000,000. -

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称 日本ジッコウ株式会社 代表取締役 佐藤 匡良

所在 兵庫県神戸市西区南別府1丁目14番6号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

神奈川水再生センターへ下水を送水するための中継施設である桜木ポンプ場において、送水施設内部のコンクリート躯体が著しく腐食していることが判明しました。

早急な措置を行わないと構造上不安定な状況が続き、送水の継続に甚大な影響を及ぼすため、緊急的に桜木ポンプ場送水施設の修繕工事を行います。

8 契約の相手方の選定理由

当該現場は、ポンプ場の送水施設内であるため、常時、汚水の流入がある環境下での施工に加え、酸素欠乏・硫化水素等の安全対策が極めて重要な現場となっています。そのため、本件緊急工事の実施にあたり、近隣現場である神奈川水再生センターにおいて、下請け業者として類似の現場条件における施工実績を有し、かつ本件を早急に履行できる体制のある日本ジッコウ株式会社を契約の相手方として選定しました。

9 所管課

下水道河川局施設整備課